

「えん罪被害者のための再審法改正を早期に実現する議員連盟」設立趣意書

えん罪は、犯人とされた者やその家族の人生を大きく狂わせ、時にはその生命をも奪いかねない国家による最大の人権侵害である。えん罪の発生を防ぐとともに、不幸にしてえん罪が発生した場合、これを速やかに救済することは、国の基本的責務である。

これまで死刑事件では4件の再審無罪判決が確定し、また、死刑事件以外にも、再審により無罪判決が確定する事件が相次ぐなど、近年、えん罪や再審をめぐる大きな動きがあり、国民の関心も高まっている。

しかし、再審無罪判決が確定するに至るまでには何十年もの時間が費やされた。しかも、10年、20年、時には人生の大半をかけて無実を訴えても、えん罪を晴らすことができないまま無念の死を遂げる者も少なくない。えん罪被害者の救済には、幾多もの困難と長い年月を要しているのが実情である。

日本国憲法は、無実の者が誤って処罰されることのないよう、刑事手続における基本的人権の保障と公正な裁判を実現すべく詳細な規定を置いた。これを受けて、戦後、刑事訴訟法の全面改正が行われ、最近においても、証拠開示制度の整備、国選弁護制度の拡充、取調べの録音・録画等、刑事手続の改善が進められている。しかし、再審の手続について定める刑事訴訟法「第四編 再審」（再審法）は、戦後の改正からとり残され、日本国憲法の理念が反映されていない。今なお戦前の規定を踏襲しているため、条文数も少なく、審理手続きを具体的に定めた規定はないに等しい。えん罪被害者の速やかな救済が実現しないのは、このような再審法の不備が原因である。

えん罪被害者の速やかな救済のためには、捜査機関の手元にある証拠を利用できるようにすることも含め、再審手続の明確化、透明化を図るとともに、えん罪の疑いがあることが明らかになったときは、速やかに裁判のやり直しを行うことができるよう、法整備を行うことが必要である。

えん罪被害者の名誉と尊厳の回復のために、間違った有罪判決は、速やかに是正されなければならない。そのことは、司法に対する国民の信頼をより確固たるものにも寄与する。再審事件の報道を契機として国民の再審制度への関心が高まり、法改正の必要性が喫緊の課題として認識されるに至った今こそ、制度改革に取り組む時期が来ている。

我々は、えん罪被害者の速やかな救済を目的とする再審法改正を早期に実現すべく、「えん罪被害者のための再審法改正を早期に実現する議員連盟」を、ここに設立する。

令和6年（2024年）3月吉日

えん罪被害者のための再審法改正を早期に実現する議員連盟

役員名簿

最高顧問	麻生太郎
顧問	山口那津男、泉健太、馬場伸幸、田村智子、玉木雄一郎 前原誠司、福島みずほ、大石あきこ
会長	柴山昌彦
会長代理	櫻田義孝
副会長	逢沢一郎、中谷元、塩谷立、田中和徳、岩屋毅、松山政司 井上信治、松島みどり、長妻昭、藤田文武、古川元久
幹事長	逢坂誠二
幹事長代理	稲田朋美、赤澤亮正、大塚拓、鈴木馨祐、津島淳、藤原崇 三宅伸吾、國重徹、階猛、西村智奈美、音喜多駿
幹事	小林鷹之、八木哲也、牧島かれん、宮路拓馬、矢倉克夫 牧山ひろえ、打越さくら、岩谷良平、中司宏、山添拓、大島九州男
事務局長	井出庸生
事務局次長	鈴木貴子、三谷英弘、保岡宏武、古庄玄知、友納理緒 伊藤孝江、鎌田さゆり、渡辺創、守島正、金子道仁 本村伸子、田中健